

# 加算届出の提出方法について

## (居宅介護支援)

- 各種加算（減算）を算定しようとする（又は取り下げる）場合は、事前に市への届出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）
- 届出が必要となる加算の種類については、サービスごとの加算届出一覧表でご確認ください。
- 市の実地指導等の結果として加算の体制が変更となる場合においても、改めて届出をしてください。

### 《提出の締切り》

#### 加算（減算）の算定開始月の前月 15 日（必着）

- ※ 15 日が閉庁日の場合は、その直前の平日が締切りです。
- ※ 締切りまでに市に書類が到着している必要があります。締切りに間に合わない場合、翌々月からの算定となります。

### 《提出の手順》

- ① 必要書類の作成
- ② 書類の事業所控えをとる → 保管
- ③ 窓口に直接来庁 または 郵送 で提出

### 《提出先》

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10  
鎌倉市高齢者いきいき課介護保険担当  
鎌倉市役所 本庁舎 1 階 7 番窓口

- 介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。ご了承ください。